



今月のテーマ 災害に伴い法人が支出する寄附金等の取り扱い

先日ロシアのカムチャッカ半島沖でマグニチュード8の大きな地震が発生し、日本の太平洋沿岸の広い地域で津波警報が発令されました。自然災害の被災地には義援金に代表されるお金に限らず、物資の提供やボランティアなど様々な形の支援が行われます。今回は災害に伴い法人が支出する寄附金等の取り扱いについてご紹介します。

1. 一般の寄附金

(1) 内容

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与であり、交際費や広告宣伝費に該当する費用は寄附金から除かれます。例えば神社に奉納金を納めるとして、何の見返りも求めず支払ったものは寄附金と、祭礼の提灯に自社の名前が載るときは広告宣伝費とされます。

(2) 損金算入額

法人が支出する寄附金については、その相手先に応じて損金(=費用)とされる金額に制限が設けられます。

寄附金の相手	損金算入額
国または地方公共団体	支出した全額
財務大臣が指定した公益法人等	支出した全額
特定公益増進法人	(期末の資本金等の額×当期の月数を12で割った数×3.75/1000 + 所得金額×6.25/1000)×1/2
完全支配関係 がある他の法人	損金にならない
国外関連者	損金にならない
上記以外の法人(一部の法人に対するものを除く)	(期末の資本金等の額×当期の月数を12で割った数×2.5/1000 + 所得金額×2.5/1000)×1/4

2. 災害に伴い支出した寄附金

(1) 義援金等

災害救助法が適用される市町村の区域の被災者のための義援金等の募集を行う団体(日本赤十字社や報道機関等)に対して拠出した義援金等について、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているときは、その義援金等は国または地方公共団体に対する寄附金に該当することとなり、上記1(2)の表中にあるとおり全額が損金となります。

また海外の災害に対する義援金等については、募金団体から最終的に日本赤十字社に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものは、特定公益増進法人に対する寄附金となります。

(2) 自社製品等の提供

法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供にかかる費用は寄附金に該当しないこととされており、広告宣伝費として全額が損金になります。提供される自社製品等については、具体的な物品に限られず、自社が提供するサービス(役務の提供)や所有する社宅の利用なども含まれます。

法人によっては震災発生後も継続的に支援活動が続けるケースも考えられます。基本的には前述の取り扱いで問題ありませんが、支援対象者が特定の個人に対して行われるものである場合には、寄附金または交際費に該当することになる点に注意が必要です。

(3) 売掛債権の免除

法人が災害発生後相当の期間内に被災した得意先等に対して復旧を支援する目的で売掛金・貸付金等の債権の一部または全部を免除した場合、その免除に伴い生じる損失の額は寄附金に該当しません。

(4) 従業員のボランティア派遣

法人が自社の従業員を被災地へボランティア活動従事の目的で派遣した場合に、その従業員に支給される給与相当額は寄附金に該当しません。これは業務命令による派遣であっても、個人が自ら有給休暇等を利用して参加する場合でも取り扱いは変わりません。また現地までの交通費や宿泊費についても、それがボランティア活動に通常必要と認められるものであれば、従業員に対する給与ではなく通常の出張と同様に取扱うことができます。